



消費者の部屋通信

(令和2年8月号)

目次	☆ 展示のご紹介	1
	☆ 令和2年7月の消費者相談状況(速報)	3
	☆ 相談事例(7月分)	4
	☆ 地方農政局等の「消費者の部屋」だより(近畿)	7



8月の消費者の部屋の展示は
「本の森に出かけよう」



◇ 「消費者の部屋」では、消費者の皆さまとのコミュニケーションを深めるため、農林水産行政や食生活などの情報を提供しています。

また、農林水産省の北別館 1 階で行われる展示では、皆様のお役に立ちますような農林水産業に関する情報を年間を通じて発信しております。

是非、お立ち寄りください！

☆ 展示のご紹介

●令和 2 年 7 月の展示状況 （以下の 3 件になります。）

期 間	展 示 名	入場者数
7 月 6 日～7 月 10 日	【常設】 すべては食品の「安全・信頼確保」のために！ (6 月 29 日～7 月 3 日の週から継続して実施。)	186 人 (2 週計 409 人)
7 月 13 日～7 月 22 日	【常設】 「米トレーサビリティ制度」、「原料原産地表示制度」のご紹介	255 人
7 月 27 日～7 月 31 日	【特別】 お米でみんなを元気に！ ～食べて！見て！知ろう！お米・米粉の魅力～	235 人

●令和 2 年 8 月の展示予定 （以下の 3 件になります。）

期 間	展 示 名
8 月 3 日～8 月 14 日	【常設】 本の森に出かけよう ～森のめぐみと白書の知識～
8 月 17 日～8 月 28 日	【常設】 本の森に出かけよう ～森のめぐみと白書の知識、山の仕事～
8 月 31 日～9 月 4 日	【特別】 廃プラスチック削減の取組み

※展示予定は予告なく変更されることがありますので、ご了承ください。

◆テーマ **すべては食品の「安全・信頼確保」のために！** ◆

FAMIC（独立行政法人農林水産消費安全技術センター）は、科学的手法による検査・分析により、食の安全と消費者の信頼確保に技術で貢献することを使命としています。今回は、その多種多様な業務について紹介しました。



FAMICの多種多様な業務をパネルにより
分かりやすく解説



土壌改良資材、肥料、農薬（空容器）、飼料、
ペットフード、JAS製品等のサンプルを展示



FAMICの広報誌「大きな目 小さな目」の
最新号及びバックナンバーを配布

◆テーマ 「米トレーサビリティ制度」、「原料原産地表示制度」のご紹介◆

米や米製品に食品事故などの問題が発生した場合に流通ルートを手早く特定するため、米穀等の取引等の記録を作成・保存すること、及び産地情報を取引先や一般消費者に伝達することを義務づける「米トレーサビリティ法」の仕組みなどについて紹介しました。また、国内で製造された全ての加工食品を対象に、一番多い原材料の産地の表示を義務付ける「原料原産地表示制度」の表示の見方や表示例などを紹介しました。



「米トレーサビリティ制度」について
パネルにより分かりやすく解説



「原料原産地表示制度」についてもパネル
により分かりやすく解説し、資料も配布



関連する「食品トレーサビリティ制度」や、
第5回食育活動表彰の取組募集開始も紹介

◆テーマ お米でみんなを元気に！～食べて！見て！知ろう！お米・米粉の魅力～◆

私たち日本人の生活に欠かせない「お米」。私たちがお米を食べることは、日本の大切な文化である水田の景観を維持していくことに繋がります。お米と健康の関係性や米粉の普及に向けた取組をパネルや動画で紹介し、意外と身近にある様々な米粉を使用した製品や種類豊富なごはん食を展示しました。また、ヘルシーで美味しく簡単に作れる一流シェフの最新米粉レシピ集も提供！開催期間中は省内食堂とのコラボも実施し、米粉を使ったメニューを食べていただくことができました！



来訪者からのお米（展示品）に関する
質問に回答する展示担当者



米粉パン（展示品）に関心を持ち、携
帯で写真を撮る来訪者



米粉の特長や、米粉の用途別基準・
用途表記などの解説をビデオ放映

☆ 学校訪問のお申込みについて

当分の間、学校訪問の申込の受付を行わないことにしております。学校訪問をご検討されている方々には大変申し訳ありませんが、どうぞご了承ください。

申込の受付を再開する際には、「消費者の部屋」ホームページでお知らせいたします。

☆ 令和2年7月の消費者相談状況（速報） ～電話やメールで御相談を受け付けています～



令和2年7月の相談件数は、107件（前年同期187件）でした。このうち、問合せは101件、要望・意見は4件、情報提供等は2件でした。

図1 月別の全相談件数の推移

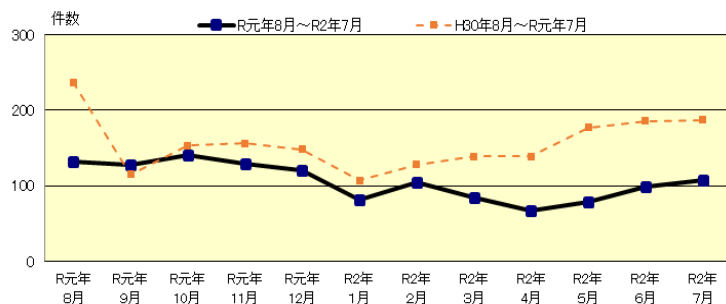
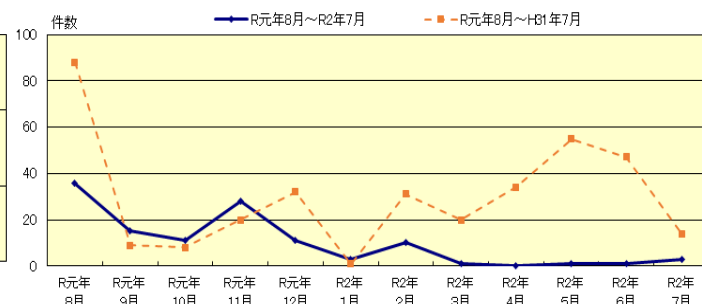


図2 子ども相談件数の推移



〔子ども相談〕

子ども相談専用電話を設け、農林水産業や食品に関する子どもからの相談や質問にお答えしています。7月の子ども相談件数は3件でした。

表1 相談内容別比率

項 目	件数	比率
食品の安全	31	29%
食品表示	13	12%
生産・流通等	12	11%
品質・規格等	9	8%
食品衛生	7	7%
法令・制度	7	7%
統計	3	3%
栽培・養殖等	3	3%
食品偽装	1	1%
その他	21	20%
計	107	100%

図3 相談内容別内訳

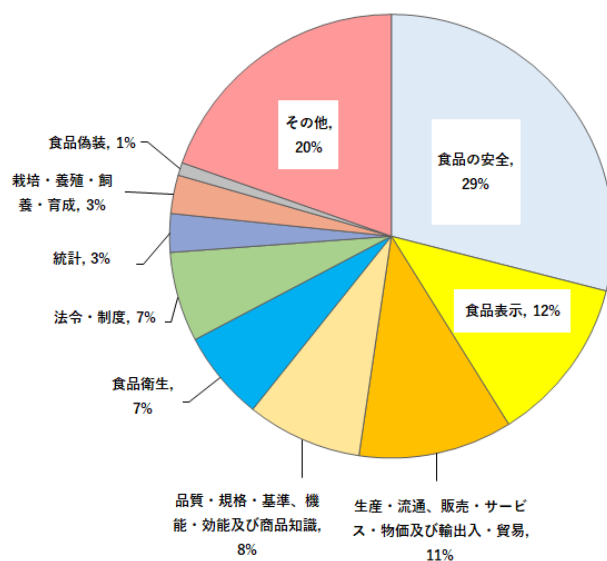
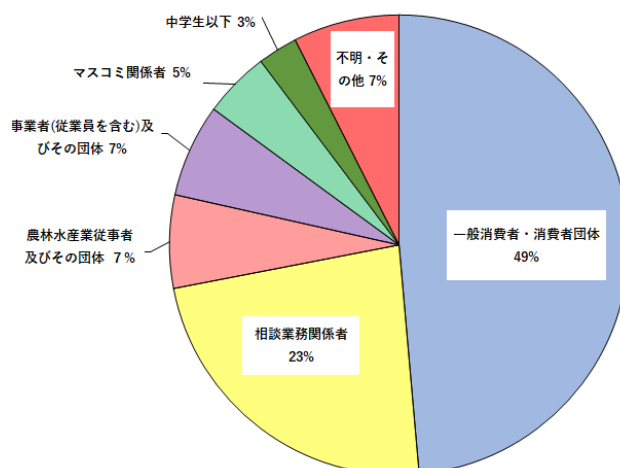


表2 相談者別内訳

項 目	件数	比率
一般消費者・消費者団体	52	49%
相談業務関係者	25	23%
農林水産業従事者及びその団体	7	7%
事業者及びその団体	7	7%
マスコミ関係者	5	5%
中学生以下	3	3%
不明・その他	8	7%
計	107	100%

図4 相談者比率



注) 四捨五入の関係で割合(%)の合計は100%とならない場合があります。

☆相談事例（7月分）

Q：スーパーで購入した10個パックの鶏卵のうち1個が、外側の殻はなんともないが、殻の内側に黒いカビのような斑点が出ているものがありました。食べても大丈夫ですか？

A：殻の内側に黒い斑点が付着している場合は、カビが発生している可能性があります。表面はきれいなタマゴでも、小さなヒビ等の隙間から菌が侵入し、カビが生えてしまうことがあります。食用には不向きですので、廃棄してください。

また、タマゴに血や肉のようなものが混ざっていることがあります。

黄身に付着した米粒くらいの血液は、卵巣にある成熟卵胞の膜が破れて黄身が放出される段階で、卵胞の血管が破れて黄身に付着したもので、血斑（けっぱん）と呼ばれるものです。

茶色のタマゴには肉のような切片が混入することがあります。これは卵殻の色素が移行したものであり、肉斑（にくはん）とかミートスポットと呼ばれています。血斑や肉斑は食べてもかまいません。

タマゴのサルモネラ菌の汚染率は0.003%程度であり、常温でも一定期間は繁殖することはないので食中毒の可能性は極めて低いです。

しかし、その一定期間を過ぎると菌が急速に増殖を始めます。

菌が増殖を始める前までの期間を「生で安心して食べられる期限」として、賞味期限に設定しています。菌の増殖が起こらない期間は、卵の保存温度によって決まります。夏期は産卵後16日以内、冬期は57日以内とされています。

実情はパック後2週間（14日）程度を年間通して賞味期限としているところが多いようです。

<参考資料>

農林水産省ホームページ aff（あふ）2018年9月号 特集 たまごのチカラ

https://www.maff.go.jp/j/pr/aff/1809/spe1_01.html

日本養鶏協会ホームページ

https://www.jpa.or.jp/hen_egg/qanda04.html

日本卵業協会ホームページ

<http://www.nichirankyo.or.jp/ansin/hajime.htm>



Q：熱中症対策には、水よりスポーツドリンクを飲むとよいと聞いたのですがどうしてですか。また、経口補水液との違いも教えてください。

A：一般的に、人が生命を維持していくために一日に必要なとする水分は、2.5 リットルとされています。

0.9 リットルを食品自体の水分と調理水、0.3 リットルは体内の酸化燃焼から得ており、残り 1.3 リットルを飲み物から摂取しています。

一方、排出する水分は、尿で約 1.5 リットル、呼気や汗で皮膚から失われる不感蒸泄で約 0.9 リットル、便は約 0.1 リットルで、夏場は汗をかく分、意識して水分の摂取を心がける必要があります。

汗の 99%は水分ですが、その中に微量なミネラル類も含まれています。その中で最も量が多いのはナトリウムで、熱中症が疑われる時の対策として、水分と一緒に塩分も補給することが重要です。

【スポーツドリンクとは？】

スポーツドリンクは、運動や日常生活などでの発汗によって体から失われた水分やミネラルを、効率良く補給できる清涼飲料水です。砂糖や果糖などの糖類に、ナトリウム、カリウム、カルシウム、マグネシウムなどのミネラルが含まれています。

炎天下での長時間の運動や作業により汗を大量にかくと、体内の水分とともに塩分やミネラルも奪われてしまいます。その時に水だけを飲んだのでは、体液中の塩分濃度が下がってしまい、身体が摂取した水を吸収できずにそのまま尿として排出してしまい、水分補給ができません。

スポーツドリンクは、運動で溜まる乳酸の分解や身体の疲労回復に効果的なクエン酸や、糖분을多量に含んでいるので、水分と塩分を補給できるだけでなく、疲労回復にも効果的です。

ただし、スポーツドリンクには、500 ミリリットルのペットボトル 1 本中、30 グラム以上の糖分が含まれているものもあるので、のどが乾いたからと言って、麦茶がわりにスポーツドリンクをダラダラと飲み続けていると、糖の過剰摂取による肥満や虫歯になる危険性があります。また、酸性度の強い飲料なので、酸で歯のエナメル質の表面が溶ける可能性もありますので注意が必要です。

【経口補水液とは？】

経口補水液は、水にナトリウムなどのミネラルとブドウ糖を一定の割合で配合した飲料です。体液とほぼ同じ浸透圧のため、吸収率・吸収速度が非常に高く、「飲む点滴」とも呼ばれています。スポーツドリンクに比べて糖分が少なく塩分が多く含まれています。

暑さや発熱などで大量に汗をかいた時や、下痢や嘔吐による脱水症状が出たときの水分補給には、経口補水液が適しています。

経口補水液を一時に大量に飲むと、ナトリウムの過剰摂取になる可能性もあります。腎臓、心臓等の疾患の治療中で、医師に水分の摂取について指示されている場合は、指示に従ってください。

今年は新型コロナウイルスの感染防止のために、夏の暑い時期にもマスクを着用することによる熱中症の危険が叫ばれています。

のどの乾きは脱水が始まっている証拠であり、乾きを感じる前に水分を摂ることが大切です。

小さなお子さんや高齢者は脱水のリスクが高いため、些細な体調変化も見逃さず、熱中症予防のためにこまめな水分摂取を心がけましょう。

<参考資料>

厚生労働省 「健康のため水を飲もう」推進運動

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/topics/bukyoku/kenkou/suido/nomou/index.html>

一般社団法人 全国清涼飲料連合会「健康のため、かしこく飲みましょう」

<http://j-sda.or.jp/learning/kashikoku/kashikoku-p02.php>



☆地方の「消費者の部屋」だより

近畿農政局 消費者の部屋

近畿農政局は、京都市営地下鉄丸太町駅から徒歩約15分、京都御所の西方、京都府庁の西隣にあります。

【消費者の部屋】

近畿農政局では、庁舎1階玄関横に「消費者の部屋」を設置し、農林水産行政や食料消費・食生活などをテーマとした展示や、タイムリーな内容のスポット展示等を行っています。

また、できるだけ多くの方に見ていただくため、農林水産省関係機関をはじめ、京都市内の区役所、近隣の市役所において展示を行うとともに、消費生活関連イベント等に参加し、様々な情報を発信しています。



局内における特別展示



局外における展示

なお、ご来場の際は、新型コロナウイルス感染症対策として、マスク着用や手指消毒へのご協力に加え、発熱や咳・くしゃみ、体調不良の際は、ご来場をお控えいただきますよう、お願いします。

【「消費者の部屋」ホームページを拡充しました】

近畿農政局「消費者の部屋」ホームページ内に、これまでに実施した「消費者の部屋」展示をご覧いただけるよう『デジタル消費者の部屋』を開設しました。

併せて、小学生とその保護者の皆様に「食」と「農」について楽しく学んでいただけるウェブサイト『こどもMAFF（こどもまふ）』を開設しました（7月29日～）。

社会科の勉強の参考に、夏休みなどの自由研究に、家庭学習の時に、ぜひご活用ください。

近畿農政局「消費者の部屋」

<https://www.maff.go.jp/kinki/syouhi/seikatu/tenji/index.html>

こどもMAFF（こどもまふ）

<https://www.maff.go.jp/kinki/syouhi/seikatu/tenji/kids1.html>



デジタル消費者の部屋



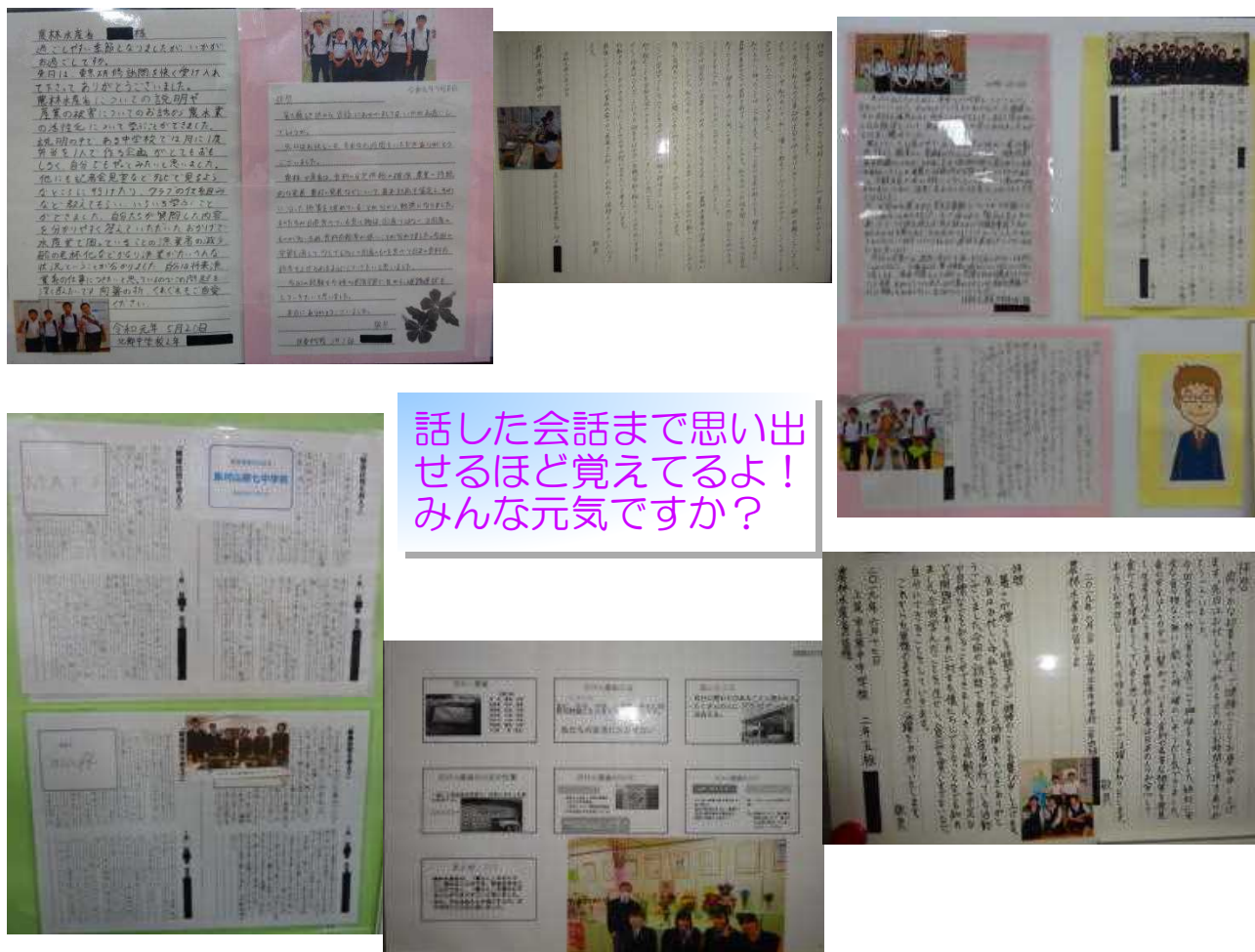
こどもMAFF（こどもまふ）

近畿農政局 消費・安全部 消費生活課
〒602-8054 京都市上京区西洞院通下長者町下る丁子風呂町
TEL: 075-414-9771 FAX: 075-417-2149

☆「消費者の部屋」一口メモ

学校訪問に来てくれた生徒からのお礼の手紙

ご紹介できているのはほんの一部。たくさんの手紙に励まされています。



消費者の部屋（閲覧室）等でお礼の手紙を展示しておりますので、ご覧ください。

農林水産省「消費者の部屋」へお越しの際は、北別館入口から入館していただくと便利です。



東京メトロ「霞ヶ関」駅
下車。A5、B3a出口すぐ。

令和2年8月発行

編集・発行 農林水産省 消費・安全局

消費者行政・食育課「消費者の部屋」

担 当 中川、中西、山口、加藤、小林、栗原

消費者相談電話 03-3591-6529

ファックス 03-5512-7651

こどもそうだん電話 03-5512-1115

相談受付時間：10時～17時 土日祝日、年末年始を除く
インターネット相談窓口：

<http://www.maff.go.jp/j/heya/sodan/index.html>